

意見公募の結果について

1 規則の題名

金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則

2 規則の案の公示日

平成 24 年 5 月 29 日

3 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

提出意見の概要	意見を考慮した結果及びその理由
(1) 指導、勧告、命令及び過料処分に係る事務に関する意見	
<p>取締りは徹底的に行うこと。取締りは民間に委託し、市職員はこの様な単純作業には携わることがないようにして欲しい。</p>	<p>過料処分に至る指導、勧告及び命令並びに過料処分は、市長又はこれらの執行権限を市長から与えられた公務員の身分を有する本市職員のみが行うことができます。 市民の皆さんは、一人ひとりが条例に反しないよう気をつけてください。</p>
<p>後日納付についても徹底的に行うこと。最初に支払わない人がいると今後も支払わない人が多くなる。</p>	<p>納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法及び金沢市財務規則の規定に基づき、督促及び滞納処分を行っていきます。</p>
(2) 過料の額に関する意見	
<p>1,000 円では低い。3,000 円くらいにしなければならない。</p>	<p>過料の額は、他都市の状況も勘案し、また、軽犯罪法の罰則である料金の額も参考に 1,000 円としました。</p>
<p>過料は日本一高くてもいい。インパクトがあり、マスコミにも取り上げられる。</p>	
(3) その他の意見（条例本体に関する意見を含む。）	
<p>自動車の運転手が信号待ちの際、火の付いたたばこの吸い殻を道路に捨てるので、車に乗っている時も適用可能とし、実際の指導は指導員の判断に任せるほうが良い。</p>	<p>自動車内での喫煙は規制の対象ではありません。しかし、車中から、たばこの吸い殻を捨てる行為はばい捨てにあたるため、本市の条例の規制対象としており、指導員による指導が可能となっています。</p>
<p>他市では、路上喫煙で罰金をとる地域ではばい捨てが激減、とらない地域では微増となったとあった。効力のある条例制定をお願いしたい。</p>	<p>本市の条例では、金沢市内全域でばい捨てを禁止しています。市民、来街者及び事業者への啓発を通じて、ばい捨て等防止重点区域の指定の有無にかかわらず、ばい捨てがなくなるよう取り組んでいきます。</p>

<p>金沢駅から半径 500 メートル以内も禁止区域にして欲しい。 (路線などの線ではなく、面で定める。)</p>	<p>ばい捨て等防止重点区域については、不特定多数の人が往来し、特に、ばい捨てや飼い犬等のふんの放置を防止する必要があり、かつ、たばこの火により他人の身体や財産を害するおそれがある場所を指定することとしています。 指定については、条例の対象ではない民有地などを除き、道路、公園、広場などを具体的に明示し、指定していきます。</p>
<p>ばい捨て等防止重点区域の指定に当たっては、必要最低限の区域とし、喫煙可能な場所を定めるなど慎重に検討して欲しい。</p>	<p>ばい捨て等防止重点区域については、不特定多数の人が往来し、特に、ばい捨てや飼い犬等のふんの放置を防止する必要があり、かつ、たばこの火により他人の身体や財産を害するおそれがある場所を指定することとしています。 喫煙場所の設置については、地元住民、施設管理者、ばい捨て等防止重点区域指定審査会などのご意見を伺い、区域指定に併せて検討していきます。</p>
<p>市民の皆さんに納得をいただける適切な場所に喫煙場所を設置し、その費用はたばこ税の一部を活用して欲しい。</p>	<p>喫煙場所の設置及びその維持経費については、必要に応じて検討していきます。</p>
<p>喫煙席で接客をする若い労働者や女性、子どもをたばこの煙から守る市政をお願いしたい。</p>	<p>職場における労働者の受動喫煙に関しては、「労働安全衛生法」の改正案の中で検討されているため、今後の国の動向を注視していきます。</p>
<p>労働者を受動喫煙から守るためのガイドラインを作り、分煙を含めず全面禁煙として欲しい。</p>	<p>また、本市では今後、飲食店等において、子どもなどのたばこを吸わない人を受動喫煙から守るため、禁煙飲食店等と分かるステッカーを表示する禁煙認証店制度に取り組みます。</p>
<p>法律で未成年者は喫煙できないことから、未成年者の喫煙席の利用を控えさせてほしい。 (未成年者に喫煙をすすめることとなるため)</p>	<p>未成年者の喫煙防止及び受動喫煙防止については、今後、金沢市関係部局等とともに、その理解が深まるよう啓発に取り組んでいきます。</p>